

第3期那須塩原市子どもの読書活動推進計画

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度



令和5（2023）年3月

那須塩原市教育委員会

はじめに

この度、「第3期那須塩原市子どもの読書活動推進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするもので、生きる力を育んでいく上でなくてはならないものです。

また、読書を通して得られる、自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、知的探求心や真理を求める豊かな心を培い、子どもが自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける貴重なものとなります。

子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえ、社会全体でそのための環境を整備することは極めて重要であり、本市の目指す「心豊かに 学び続けることのできるまち 那須塩原」の実現に向けて欠くことのできない取組です。

本市においては、平成21年に「那須塩原市子どもの読書活動推進計画」を、平成29年には「第2期那須塩原市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

また、令和2（2020）年9月には那須塩原市図書館「みるる」がオープンし、たくさんの子どもたちが来館し、本に親しみを持ってもらうことができました。

今後も、本市の子どもたちがより一層本に親しみ、読書習慣を身に付けられるよう、読書活動の更なる推進に努めていきます。

令和5（2023）年3月

那須塩原市教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の実効性の確保.....	3
第2章 第2期計画の取組と今後の課題	4
1 第2期計画の取組状況.....	4
2 本市における子どもの読書活動状況	6
3 アンケート結果からみる課題と今後の取組	7
(1) 乳幼児期の子どもの読書活動について	7
(2) 児童生徒期の子どもの読書活動について	8
(3) 子どもの読書環境について	9
第3章 計画の基本的な考え方.....	10
1 基本目標.....	10
2 基本方針	10
3 計画の体系.....	11
4 SDGs との関連.....	12
5 指標の設定.....	14
第4章 子どもの読書活動推進のための施策.....	15
・ 基本方針1 発達段階に応じた読書活動の推進	15
(1) 乳幼児期における読書活動の推進.....	15
(2) 児童生徒期における読書活動の推進.....	16
・ 基本方針2 子どもの読書環境の整備.....	17
(1) 家庭における読書環境づくり	17
(2) 図書館機能の充実.....	18
(3) 保育園・幼稚園及び学校等の読書環境の充実	19
・ 基本方針3 子どもの読書活動推進体制の充実	20
(1) 国や県、関係機関、団体等の連携.....	20
(2) ボランティア団体等との連携	20

資料編

【資料1】 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	21
【資料2】 那須塩原市図書館条例.....	23
【資料3】 那須塩原市子どもの読書活動推進会議設置要領.....	28
【資料4】 那須塩原市図書館協議会委員名簿.....	30
【資料5】 計画策定までのスケジュール.....	31
【資料6】 子どもの読書活動に関するアンケート調査結果.....	32
【資料7】 子どもの読書環境に関するアンケート調査結果.....	49

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年のスマートフォンの普及やSNS等のコミュニケーションツールの多様化、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの読書環境は急激に変化しています。

子どもの活字離れ、読書離れが指摘されている一方で、読書をすることは、思考力、表現力、読解力等を育てるとともに、豊かな感性や情操を育むために極めて重要であり、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

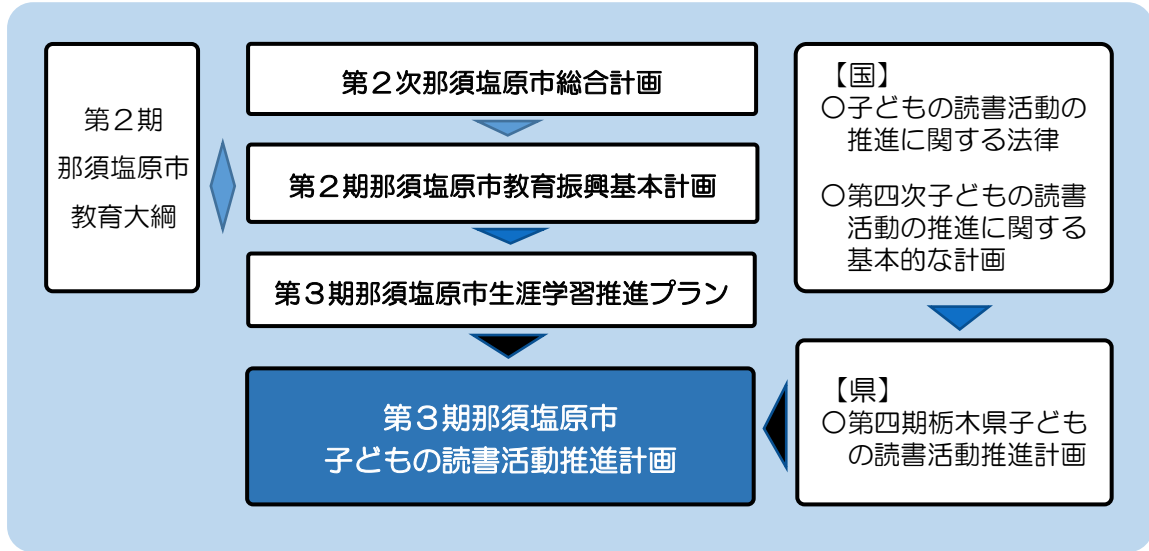
国は、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律に基づき国と地方公共団体は、「子どもの読書活動の推進に関する計画」を策定・公表することが定められました。

本市においては、平成21年3月に「第1期那須塩原市子どもの読書活動推進計画」を、平成29年3月には「第2期那須塩原市子どもの読書活動推進計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

本計画は、第2期計画からの子どもの読書活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまでの取組を改めて整理し、図書館、家庭、地域、学校、関連機関が連携して、子どもの読書活動を推進していくことを目的に策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「第四期栃木県子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、「第2次那須塩原市総合計画」、「第2期那須塩原市教育振興基本計画」及び「第3期那須塩原市生涯学習推進プラン」の部門別計画とします。



3 計画の対象

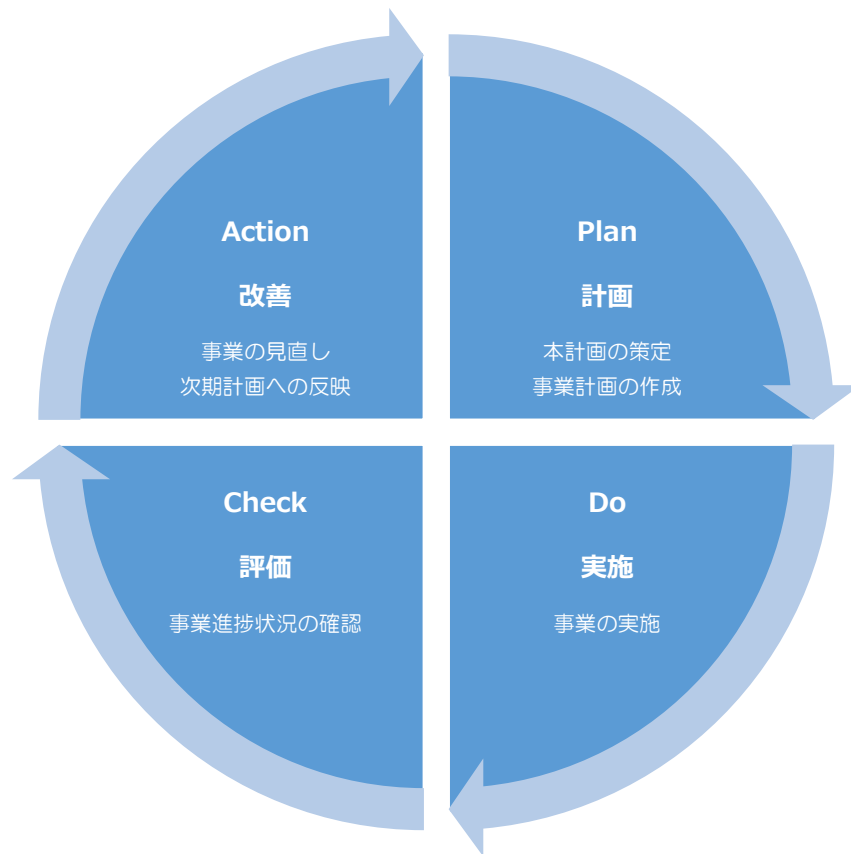
本計画は、おおむね18歳以下の子どもと子どもに関わる家族、大人、また、計画に関わる教育・福祉関係者等、子どもの読書活動にかかわる関係団体等を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢等の変化により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

5 計画の実効性の確保

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより、計画の実効性を確保します。



第2章

第2期計画の取組と今後の課題

第2章 第2期計画の取組と今後の課題

1 第2期計画の取組状況

第2期計画では、基本方針に沿って様々な取組を進めてきました。それぞれの取組状況について整理します。

基本方針	取組状況
<p>子どもが読書に親しみ楽しむ機会の創出・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健康相談時に絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施し、乳幼児期の子どもが絵本に触れるきっかけづくりをしました。 ● 推薦図書リストの作成及び配布を行い、家読(※)の普及に努めました。 <small>※家読：家族や身近な人と本を読んで感想を話し合ったり、好きな本をすすめあったり、読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を強める取組</small> ● 市内新小学校1年生及び義務教育学校1年生を対象に図書館利用者カードを配布しました。また、読書通帳を発行し、読書冊数100冊ごとに表彰を行い、図書館の本の利用を促進しました。 ● 図書館で図書館員やボランティアによるおはなし会や工作会、映画会等の様々なイベントを開催し、図書館や本へ親しみ機会を創出しました。 ● マルチメディアDAISY(※)や点字本の貸出し等を通して障害のある子どもや読書が困難な子どもへの読書機会の提供に努めました。 <small>※マルチメディアDAISY：文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書</small> ● 「この本よんでみて！コンテスト」、「那須塩原っ子図書館を使った調べる学習コンクール」、「ビブリオバトル(※)」を開催し、受賞作品の展示や表彰を行い、読書への意欲を高める機会を設けました。 <small>※ビブリオバトル：本の魅力を紹介し合う書評ゲーム</small> ● 学校で一斉読書の実施や図書館だよりの発行を行い、児童・生徒への読書機会の提供に努めました。 ● 保育園・幼稚園等、学校、子育て支援施設で読み聞かせを行い、子どもが物語を楽しむことができる機会を設けました。

基本方針	取組状況
<p>子どもの読書環境の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館で発達段階に合わせた選書を行いました。また、絵本・児童書の企画コーナーやヤングアダルト（※）向けコーナーを充実させ、年齢に応じた本を見つけて選びやすい環境づくりを行いました。 ※ヤングアダルト：12～18歳くらいの子どもから大人への転換期の世代 ● パスファインダー（※）を作成・配布し、レファレンスサービスを向上させました。 ※パスファインダー：資料を探す際の道しるべとなるもの ● 那須塩原市図書館「みるる」を開館し、図書館へ訪れるきっかけづくりや読書スペースの拡充を行いました。 ● 電子図書館（※）サービスを開始し、インターネットを利用して電子書籍を借りて読むことができるようになりました。 ※電子図書館：実際に図書館に行かなくても、インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンなどから電子書籍（紙に印刷された本ではなくデータ化された本）を無料で借りて読むことができるサービス ● 団体貸出や貸出文庫の活用により、図書館の本を保育園・幼稚園及び学校等で利用することができました。 ● 図書館分室に代わり、サービスポイント（※）を設置し、また、図書館の新刊リストを配置することで、貸出しの利用促進を行いました。 ※サービスポイント：図書館資料の貸出し、返却等の取次ぎを行うところ
<p>子どもの読書活動推進体制の構築・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館と小・中・義務教育学校で図書館担当者連絡会議を開催し、情報共有を図りました。 ● ボランティア養成講座を開催し、図書館で活動するボランティア育成を促進しました。また、ボランティア活動団体の活動支援を行いました。 ● 国立国会図書館や県立図書館、他市町図書館と連携し、情報共有や相互貸借等を行いました。
<p>子どもの読書活動の重要性に対する理解促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市広報誌、図書館だより、ホームページ、SNS等を活用して図書館や本に関する情報を発信し、読書のきっかけづくりを行いました。

2 本市における子どもの読書活動状況

本計画を策定するにあたり、子どもの読書活動に関する実態を把握し、必要な施策を検討するため、市内の保育園・認定こども園に通う園児の保護者、市内の小・中・義務教育学校、高等学校に通う児童・生徒、保育園・幼稚園及び学校等を対象にアンケート調査を実施しました。

※アンケート調査結果の詳細は、資料編の【資料6】【資料7】に掲載しています。

● 実施したアンケートの概要

アンケートの内容	対象者 (対象施設等)	回答者数 (回答施設等数)	回答方法
乳幼児期の子どもの 読書活動について	市内10か所の保育園・認定こども園の 年中児の保護者	87人	アンケート用紙ま たは回答フォーム による回答
児童生徒期の子ども の読書活動について	市内7校の小学校5 年生、市内5校の中 学校2年生、市内4 校の高等学校2年生	476人	
子どもの読書環境に ついて	保育園・幼稚園・認定 こども園・地域型保 育施設	34園	回答フォームによ る回答
	小・中・義務教育学 校、高等学校	32校	アンケート用紙に よる回答

3 アンケート結果からみる課題と今後の取組

(1) 乳幼児期の子どもの読書活動について

アンケート結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none">● <u>本が好きな子どもの割合</u>（好き、どちらかといえば好きと回答）は95.4%となり、<u>前回調査より増加</u>しました。● <u>読み聞かせを必要と感じる割合</u>（必要、どちらかといえば必要と回答）は98.8%、<u>読み聞かせを実施している家庭の割合</u>（ほぼ毎日する、ときどきすると回答）は89.6%となり、<u>読み聞かせを必要と考え実施している家庭が多い</u>ことがわかりました。● <u>図書館を利用すると答えた割合と、図書館で本を借りると答えた割合</u>が前回調査時から大きく低下しています。図書館へ行かない理由としては、「時間がない」「読みたい本は買う」の回答が多く、自由意見には、子どもが騒ぐため図書館へ行きづらいというような意見がありました。● 家族や友人、保育園・幼稚園等のすすめで本を選ぶと答えた割合が増えました。● 電子図書館については、利用したことはないが<u>今後は利用したい</u>と答えた方が多いことがわかりました。
課題・今後の取組	<ul style="list-style-type: none">● <u>読み聞かせを必要と考え、実施している家庭の割合</u>がかなり高い。 <u>読み聞かせの重要性の周知や、保育園・幼稚園等や図書館での読み聞かせやおはなし会を引き続き実施していく必要があります。</u>● <u>図書館の利用率が低い。</u> <u>乳幼児期の子どもと保護者が気兼ねなく図書館を利用できるように、「のびのびタイム」を積極的に実施し、保護者や図書館利用者に対し制度について周知していく必要があります。</u>● <u>人にすすめられて本を選ぶ傾向がある。</u> <u>家庭での読書支援のため、SNSや広報等を利用した「おすすめ本」の周知や、図書館での企画や特集コーナーの設置を引き続き行うことが必要です。</u>● <u>電子図書館を利用したことがない割合が多い。</u> <u>電子図書館利用者を増やすため、電子図書館に子ども向けの本や音声付の本が充実していることをPRする取組が必要です。</u>

(2) 児童生徒期の子どもの読書活動について

アンケート結果のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ● 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）入学前に<u>読み聞かせをされた経験が「よくあった」「ときどきあった」と回答した子どもが読書好きの傾向が強いことが分かりました。</u> ● 読書をしない理由として、「<u>読みたい本がないから</u>」と回答した割合が前回調査から大きく増加しました。 ● 本を読むきっかけとして、「本屋で見て」の割合が一番高く、また、「映画・ドラマ・アニメの原作だから」「インターネット上の情報を見て」と回答した割合が前回調査より増加しました。 ● <u>市及び学校の図書館の利用頻度</u>について、市の図書館については「年1回くらい」「借りない」と回答した割合が合計64.5%、学校の図書館についても「年1回くらい」「借りたことがない」の割合が合計49.0%となり、利用頻度が<u>低い児童・生徒の割合が多いことが分かりました。</u> ● <u>電子図書館の利用</u>については、「<u>利用したことはないが今後は利用したい</u>」と回答した割合が最も多く、利用したくない理由としては「紙の本が好き」「使い方が分からない」の割合が高いことが分かりました。
課題・今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 本を読むきっかけとして、<u>人にすすめられた、インターネットで情報を見て</u>と回答する割合が多い。 <u>おすすめ本や読みたくなるような本の情報を、紙媒体だけでなく、インターネットを活用し積極的に発信していく必要があります。</u> ● 読書をしない理由として「<u>読みたい本がないから</u>」の割合が増加した。 <u>読みたいと思える本と出合える機会を創出する必要があります。</u> ● 市の図書館・学校の図書館の利用が減っている。 <u>児童生徒期の子ども向けの蔵書の充実、イベントの開催、企画コーナーの設置等、子どもが図書館を楽しく利用できるよう整備していく必要があります。</u> ● <u>電子図書館を利用したことがない割合が多い。</u> <u>学校で配布しているタブレットを使い積極的に電子図書館を利用してもらうよう働きかけが必要です。あわせて、使い方の説明などを行っていくことで利用へのハードルを下げる工夫が重要です。</u>

(3) 子どもの読書環境について

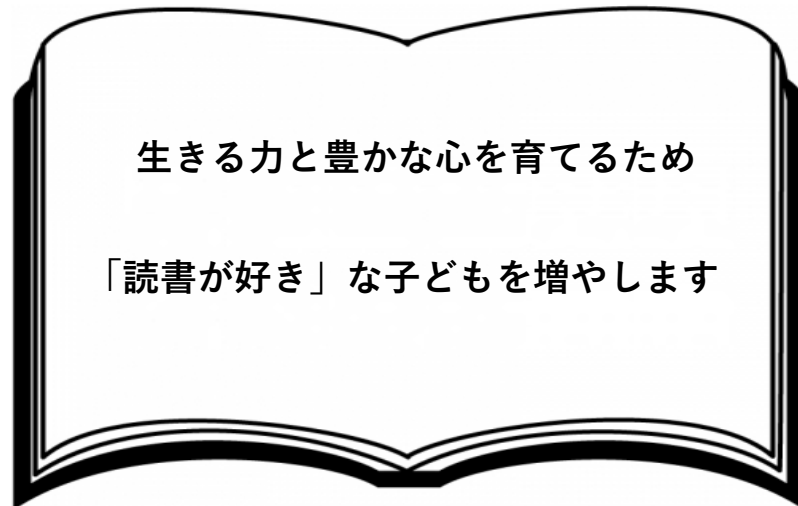
アンケート結果のまとめ	<p>【幼稚園・保育園・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ほぼ毎日読み聞かせをしている」と回答した割合が97.1%となり、前回調査より増加しました。 ● 読み聞かせボランティアを「受け入れている」と回答した園は1園でしたが、「<u>今後受け入れを希望する</u>」と回答したのは10園でした。 <p>【小・中・義務教育学校、高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>一斉読書</u>について、「実施している」と回答した学校の割合は87.5%でした。前回調査では全ての学校で実施していたので、学校によって取組に差があるようです。 ● <u>家読啓発</u>について、「啓発している」と回答した学校の割合は62.5%でした。週末や長期休業中の課題として親子読書に取り組んでいるほか、「図書館だより」に家族で読んだ本の感想を掲載するなど、各学校で工夫をして家読の啓発に取り組んでいるようです。 ● 図書館だよりについて、「発行している」と回答した学校の割合は68.8%でした。 ● ボランティアの活用について、「活用している」と回答した割合が前回調査より減少しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ボランティアの活用を控えざるを得ない状況であったと考えられます。
課題・今後の取組	<p>【幼稚園・保育園・認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 図書館の団体貸出を活用し、読書環境を充実させていく必要があります。 ● 読み聞かせボランティア受入のため、施設とボランティアとの連携を図る必要があります。 <p>【小・中・義務教育学校、高等学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校での読書時間の確保のため、一斉読書の実施を引き続き推進していく必要があります。 ● 家読啓発のため、「この本よんでみて！コンテスト」等の開催や、家読の重要性をPRしていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標



2 基本方針

目的達成に向け、次の3つを基本方針とし、取組を進めます。

➤ 基本方針1 発達段階に応じた読書活動の推進

子どもは、発達段階により興味をもつ本の傾向や読書のスタイルが変わっていきます。それぞれの発達段階の子どもたちが、本に興味を持ち、読書習慣を形成できるよう、取組を推進します。

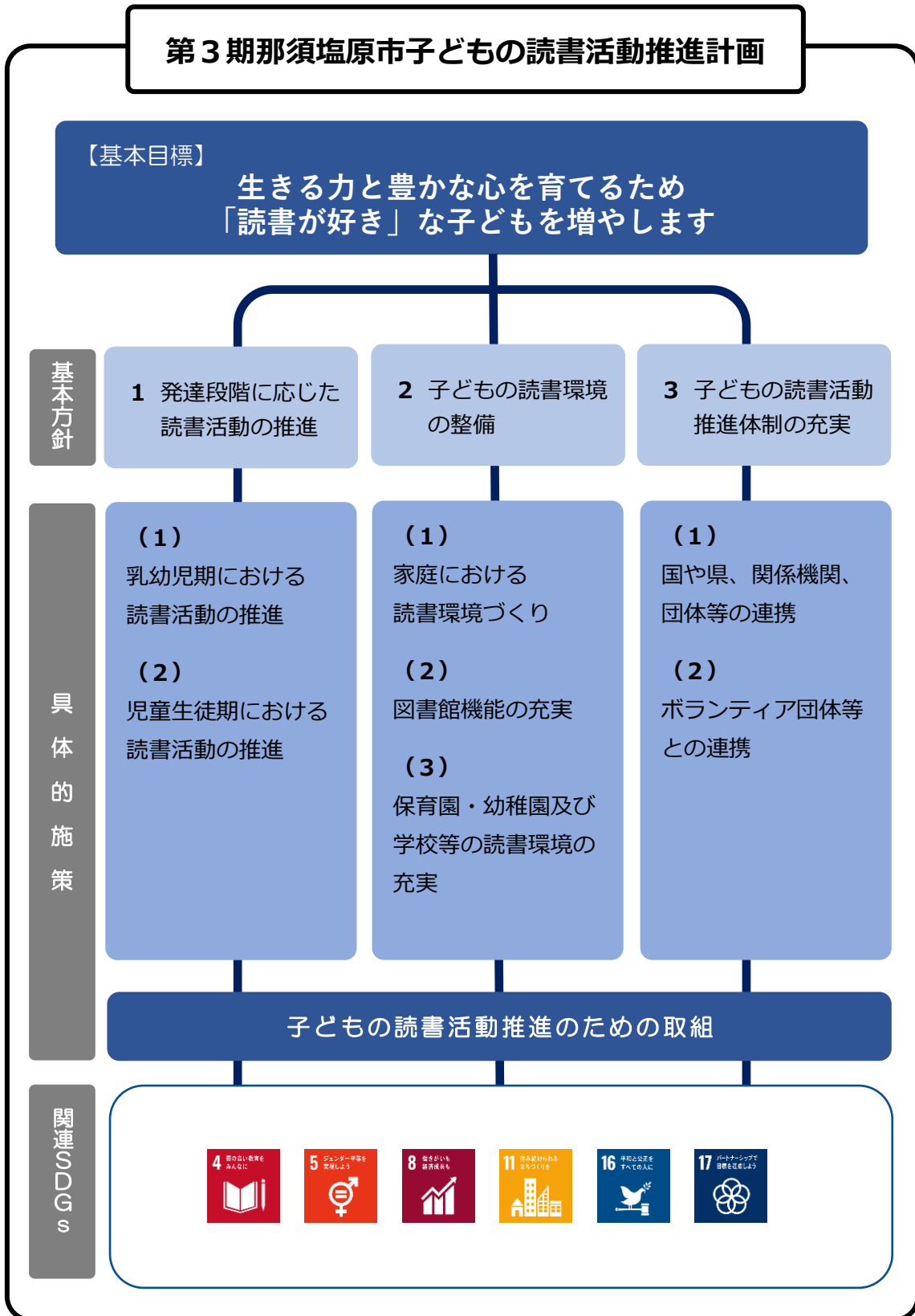
➤ 基本方針2 子どもの読書環境の整備

子どもが本と出会うきっかけとなる場や読書を楽しむことができる場を充実させるため、家庭、図書館、保育園・幼稚園、学校等それぞれが、環境整備に努めます。

➤ 基本方針3 子どもの読書活動推進体制の充実

子どもたちの読書活動を支援するため、関係機関やボランティア団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めます。

3 計画の体系



4 SDGs との関連

SDGs は、Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標を意味します。持続可能な開発目標とは、将来の世代を含めて誰もが豊かに安心して暮らし続けていける社会を実現するために、平成27(2015)年9月に開催された国連サミットで採択された全世界共通の目標です。

本計画における基本目標「生きる力と豊かな心を育てるため『読書が好き』な子どもを増やします」では、持続可能な社会の構築を目指していますが、これはSDGsの目指すところと合致するものです。本プランの上位計画である「第2次那須塩原市総合計画（後期基本計画）」、「第2期那須塩原市教育振興基本計画」及び「第3期那須塩原市生涯学習推進プラン」において各施策をSDGsと関連付けていることから、本計画においても関連するSDGsのゴールについて、計画の体系の中で示しています。

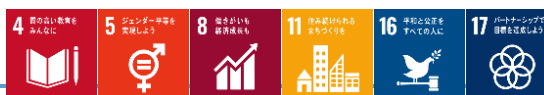


➤ 基本方針に位置付けた施策に取り組むことで、SDGsの目標達成に一步近づきます。

1 発達段階に応じた読書活動の推進



2 子どもの読書環境の整備



3 子どもの読書活動推進体制の充実



〈SDGsの17の目標〉

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 8 働きがいも 経済成長も |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう |
| 15 陸の豊かさを守ろう | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナーシップで目標を達成しよう | |

5 指標の設定

本計画の目的達成状況を把握し、計画の進行管理を行うため、以下のとおり数値目標を設定します。

指標1 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合（不読率）

平成28年度 実績	令和3（2021）年度 現状値	令和9（2027）年度 目標値
12.79%	22.5%	16.5%以下

指標2 本を市の図書館で借りる保護者、市の図書館・学校の図書館で借りると回答した児童・生徒の割合

対象	回答	令和3（2021）年度 現状値	令和9（2027）年度 目標値
保護者	市の図書館で借りる	32.1%	38%
児童・生徒	市の図書館で借りる	22.3%	28%
	学校の図書館で借りる	36.8%	43%

指標3 電子図書館を「利用したことがある」と回答した保護者及び児童・生徒の割合

対象	令和3（2021）年度 現状値	令和9（2027）年度 目標値
保護者	10.3%	20%
児童・生徒	10.5%	29%

第4章

子どもの読書活動推進のための施策

第4章 子どもの読書活動推進のための施策

➤ 基本方針 1 発達段階に応じた読書活動の推進

(1) 乳幼児期における読書活動の推進



コミュニケーションが徐々にできるようになる乳幼児期においては、読み聞かせや読書等により様々な言葉や物語に触れることで、豊かな感性や想像力を育むことができます。

今回実施したアンケートでは、乳幼児期によく読み聞かせをしてもらった子どもは就学以降も読書が好きな傾向にあり、子どもの読書習慣の定着において乳幼児期の読書活動は大きな役割を持っていると言えます。

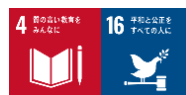
乳幼児期の子どもが本に親しむ機会を確保するため、子どもと保護者の読書活動の支援に取り組みます。

※関係機関の表示

- ・**図**…市図書館 ・**生**…生涯学習課 ・**学教**…学校教育課 ・**公**…公民館
- ・**子**…子育て支援課 ・**健**…健康増進課
- ・**園**…保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設
- ・**学**…小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校 ・**ボ**…ボランティア

取組	取組の内容	関係機関
ブックスタートの実施	赤ちゃんと保護者に絵本を通して楽しい時間を共有してもらうために、4か月児健康診査の際に絵本をプレゼントします。また、乳幼児健診の相談場面において、親子のふれあいや絵本の読み聞かせの大切さについて伝えていきます。	図、健
読み聞かせやおはなし会の実施	図書館スタッフやボランティアによる、絵本や紙芝居等の読み聞かせ会を行います。	図、ボ
親学習プログラム・講座等の開催	読み聞かせ講座を開催し、家庭での読み聞かせ活動を支援します。	生、図、公
子育て支援施設における図書コーナーの設置・充実	子育てコミュニティ広場や子育てサロン等の子育て支援施設において乳幼児向け本コーナーを設置し、貸し出しや読み聞かせを行います。	子

(2) 児童生徒期における読書活動の推進



児童生徒期における読書は、読解力や集中力など様々な能力の成長に良い影響を与えます。国の調査(※)では、読書を全くしない子どもに比べて、読書をする子どもの方が国語や数学の平均正答率が高い傾向にあることが明らかになっています。

しかしながら、今回実施したアンケート結果からも分かるように、本市では児童生徒期の子どもの「読書離れ」が進んでいる状況です。

「読書離れ」の状況改善のため、子どもが自ら本に興味を持ち、日常的に読書に親しむことができるよう取り組みます。

※国立教育政策研究所 令和3年度全国学力・学習状況調査 クロス集計表(生徒質問紙-教科)

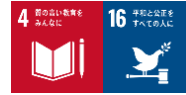
取組	取組の内容	関係機関
読書通帳の発行	読んだ本を記録できる読書通帳を発行し、読書100冊達成ごとに表彰します。	図
各種読書コンクールやビブリオバトル等の開催	「この本よんでみて!コンテスト」や「図書館を使った調べる学習コンクール」、「ビブリオバトル」等を開催し、自分がおすすめしたい本を発表する機会や、他の人がおすすめする本を知る機会を設けます。	図、学教、学
小学校1年生及び義務教育学校1年生への図書貸出利用申込書の配布	小学校1年生及び義務教育学校1年生を対象に、図書館で本を借りるために必要な「図書館利用者カード」の作成に必要な申込書を配布し、図書館利用を促進します。	図、生



【ビブリオバトルの様子】

➤ 基本方針2 子どもの読書環境の整備

(1) 家庭における読書環境づくり



子どもの生活の基盤である家庭は、子どもの習慣形成へ与える影響が最も大きい場所です。家庭での子どもの読書活動を進めるためには、子どもだけではなく保護者も一緒に読書に親しみ、関心を寄せることが大切です。

家庭において本と触れ合う機会の充実を図るとともに、保護者と子どもが共に読書を楽しめる環境の整備に努めます。

取組	取組の内容	関係機関
おすすめ本リストの作成・配布	対象年齢ごとのおすすめ本リストを作成し、配布します。 また、図書館のSNSを活用し、おすすめ本リストの情報を子どもや保護者へ届けます。	図
家読の啓発	家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める「家読」の啓発、広報活動を行います。	図、学
本の貸出し	各施設から家庭へ本を貸し出します。	図、園、学
電子図書館の充実・利用促進	いつでも、どこからでもアクセスできる電子図書館を充実させ、気軽に電子書籍の読書を楽しめるようにします。 また、電子図書館の使い方の説明会を開催し、利用を促進します。	図



【電子図書館】

(2) 図書館機能の充実



図書館には様々な本が豊富にあり、読みたい本と出会い、読書を楽しむことができる場所を提供しています。また、企画展示やイベント開催を通じて、子どもや保護者が図書館や本へ興味を持つためのきっかけづくりをしています。

図書館を利用する子ども及び保護者を増やし、読書へ親しむ機会を持てるように、「通いたくなる図書館」づくりに取り組みます。

取組	取組の内容	関係機関
発達段階に応じた選書	年齢、学年などによる読みやすさや興味、読書スタイル等に合わせた選書を行います。	☒
レファレンスサービスの充実	調べものや、読みたい本を探すサポートをします。	☒
子ども向けの本に関する企画コーナーの設置	企画コーナーで特集することにより、「読みたい本」や「気になる本」と出合える機会を創出します。	☒
ヤングアダルトコーナーの充実	12～18歳くらいの子どものから大人への転換期の世代向けの書籍を充実させます。	☒
ワークショップや各種イベントの開催	子どもや親子連れが楽しめるイベント（工作会、映画会等）を開催し、本や図書館へ親しみを持つきっかけづくりをします。	☒
赤ちゃんタイム「のびのびタイム」の設定	乳幼児期の子どもと保護者が気兼ねなく図書館を利用できる時間帯を設けます。	☒
障害のある子どもへの読書機会の提供	点字本、朗読CD、マルチメディアDAISY対応書籍などを充実させます。	☒、ポ
SNSの活用	図書館のSNSを活用し、おすすめ本、イベント、企画コーナー等についての情報を発信することで、子どもや保護者が図書館の情報を入手しやすい環境を整えます。	☒
図書館見学ツアーの開催	図書館内を巡りながら、エリアの特徴やサービス内容を紹介します。図書館のことをより深く知ってもらい、図書館の利用を促進します。	☒

(3) 保育園・幼稚園及び学校等の読書環境の充実



保育園・幼稚園等では、子どもが絵本や物語などに親しみ、楽しさを味わうことができる活動を積極的に行うことが必要です。また、学校では、読書時間の確保だけではなく、子どもに身近な学校図書館を有効に活用することが重要です。

保育園・幼稚園等及び学校では、子どもが本に触れられる機会の創出及び環境づくりに努めます。

取組	取組の内容	関係機関
読み聞かせや 一斉読書等の実施	読み聞かせや一斉読書を実施し、本に触れ、読書をする機会を設けます。	園、学
「図書館だより」の 発行	「図書館だより」を発行し、読書への関心を喚起します。	学
図書館の団体貸出や 貸出文庫の利用	図書館の団体貸出や貸出文庫を利用し、図書館の本を保育園・幼稚園及び学校等で手に取れるようにします。	図、園、学



【マルチメディアDAISY、点字図書等の案内】

➤ 基本方針3 子どもの読書活動推進体制の充実

(1) 国や県、関係機関、団体等の連携



子どもの読書活動の推進には、国や県、関係機関、団体等が相互に連携・協力することが重要です。連携体制を強化し、読書環境の整備に取り組みます。

取組	取組の内容	関係機関
子どもの読書活動推進計画推進のための連携	国や県、関係機関、団体等が連携を図りながら、子どもの読書活動に関する情報を共有し、推進します。	図、生、学 教、公、子、 健、学、園
国立国会図書館、県立図書館、他自治体の図書館との連携	各図書館と資料の相互貸借や情報共有等を通して連携を進めます。	図

(2) ボランティア団体等との連携



子どもの読書活動推進のためには、ボランティアの活躍が必要不可欠です。ボランティア団体との連携や、活動支援を通して、子どもの読書活動に関わる人材の確保に努めます。

取組	取組の内容	関係機関
ボランティア活動支援	活動場所の提供等、活動支援を行います。	図、ボ
ボランティア養成講座の開催	ボランティア養成講座を開催し、ボランティア人材の確保に努めます。	図、ボ

資料編

【資料1】子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料2】 那須塩原市図書館条例

(平成17年那須塩原市条例第104号)

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 図書館に、必要に応じてサービスポイント（図書館資料の貸出し、返却等の取次ぎを行うところをいう。）を置くことができる。

(開館時間及び休館日)

第3条 図書館の開館時間は、次の表のとおりとする。

名称	開館時間
那須塩原市図書館	午前10時から午後9時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、 午後6時）まで
那須塩原市西那須野図書 館	午前9時30分から午後7時（日曜日及び土曜日は、午後6 時）まで
那須塩原市塩原図書館	

2 図書館の休館日は、次の表のとおりとする。

名称	休館日
那須塩原市図書館	(1) 毎週月曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日まで (3) 特別整理期間（年間10日以内）
那須塩原市西那須野図書 館	(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日まで (3) 特別整理期間（年間10日以内）
那須塩原市塩原図書館	(1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日 (2) 12月31日から翌年1月3日まで (3) 特別整理期間（年間10日以内）

3 那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは第2項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第4条 別表第2に掲げる施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けたもの(以下「施設利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更するときは、教育委員会に申請しなければならない。

(使用料)

第5条 施設利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育を目的とする活動のうち、非営利の活動を行うとき。

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を行うとき。

(3) 市その他官公署が使用するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 施設利用者の都合によって利用しなかった場合又は利用を中止した場合は、既に納入した使用料は、還付しない。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、施設の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとして認めるとき。

(施設の利用許可の取消し)

第7条 教育委員会は、施設の利用を許可した後、施設利用者が前条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したときは、許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(複写の提供)

第8条 図書館資料の複写の提供を受けようとする者は、規則で定めるところにより、館長の承認を受けなければならない。

2 前項の複写の提供に係る費用負担の額は、次の表に掲げるとおりとする。

複写の種別	金額（1枚につき）
モノクロ	10円
カラー	50円

3 市長は、特に必要があると認めるときは、費用負担の額の全部又は一部を免除することができる。

（図書館協議会）

第9条 法第14条の規定により、那須塩原市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者による管理）

第10条 教育委員会は、図書館の管理を運営上必要と認めるときは、那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第230号）の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 図書館の利用に関する業務

(2) 図書館の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、図書館を適正に市民等の利用に供さなければならない。

4 指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条第3項中「那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは、「第10条第1項の指定管理者」とする。

5 指定管理者は、第3条第3項の規定により、開館時間若しくは休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 3 条第 3 項の規定に係わらず、この条例施行後最初に任命される委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 18 年 3 月 27 日条例第 18 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 27 日条例第 37 号)

この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条を削り、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表第 2 の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 27 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 27 日条例第 45 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 5 日条例第 26 号)

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 30 日条例第 44 号)

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
那須塩原市図書館	那須塩原市本町1番1号
那須塩原市西那須野図書館	那須塩原市あたご町2番3号
那須塩原市塩原図書館	那須塩原市関谷1266番地4

別表第2（第4条、第5条関係）

名称	施設名	使用料（1時間につき）
那須塩原市図書館	多目的ホール	1,000円
	会議室1	500円
	会議室2	500円
	アクティブラーニングスペース（占用利用の場合に限る。）	2,000円

備考 1時間に満たない利用は、1時間単位での利用とみなす。

【資料3】那須塩原市子どもの読書活動推進会議設置要領

(設置)

第1条 那須塩原市における子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動を総合的かつ計画的に推進するため、那須塩原市子どもの読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (3) 子どもの読書活動推進計画の進捗状況の把握及び点検に関すること。
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員は、別表の選出区分により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、推進会議を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、那須塩原市教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月20日から施行する。
(那須塩原市子どもの読書活動推進連絡会設置要綱の廃止)
- 2 那須塩原市子どもの読書活動推進連絡会設置要綱(平成24年教育部長決裁)は、廃止する。

別表(第3条関係)

No.	選出区分
1	健康増進課
2	子育て支援課
3	保育課
4	那須塩原市公民館
5	那須塩原市図書館
6	学校教育課
7	那須塩原市立小学校
8	那須塩原市立中学校
9	栃木県立高等学校

【資料4】 那須塩原市図書館協議会委員名簿

令和5（2023）年3月末現在

	氏 名	所 属 等
1	小田 昌宏	高林小学校長
2	羽田 朋恵	図書館ボランティア「クローバー」
3	眞岡 恵美子	図書館ボランティア「みつばちブンブン」
4	松木 隆雄	視覚障害者読み書き支援ボランティア 「アイサポート那須」
5	吉田 美弥	図書館ボランティア「かやの実会」
6	岩戸 百枝	家庭教育オピニオンリーダー
7	石川 由美子	宇都宮大学教育学部准教授
8	君島 理恵	塩原温泉女将の会
9	坂和 幸枝	元校長
10	田原 康男	黒磯駅前活性化委員会

【資料5】計画策定までのスケジュール

期 日	内 容
令和4年 1月	アンケート調査
令和4年 7月29日	図書館協議会会議
令和4年 8月 8日	第1回社会教育委員会会議
令和4年10月14日	調整会議
令和4年10月26日	庁議
令和4年11月28日 ～12月22日	パブリックコメント
令和4年12月 8日	議会定例会議常任委員会
令和5年 1月12日	第2回社会教育委員会議
令和5年 1月24日	教育委員会
令和5年 2月	議会への周知

【資料6】子どもの読書活動に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の目的

子どもの読書活動に関する実態を把握し、平成29年3月に策定した「第2期子どもの読書活動推進計画」の成果を検証するとともに、第3期計画策定のための基礎資料とする。

2 調査の対象

- (1) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園10園の年中児の保護者
- (2) 市内の小学校7校の5年生の児童
- (3) 市内の中学校5校の2年生の生徒
- (4) 市内の高等学校4校の2年生の生徒

3 調査方法

- ・アンケート用紙による回答
- ・回答フォームによる回答

4 調査期間

令和4年1月12日から令和4年1月31日

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	200通	87通	43.5%
児童・生徒	600通	476通	79.3%

6 回答結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを網かけで表示しています。（無回答を除く）
- 回答者数が 1 桁の場合、回答件数による表記としています。

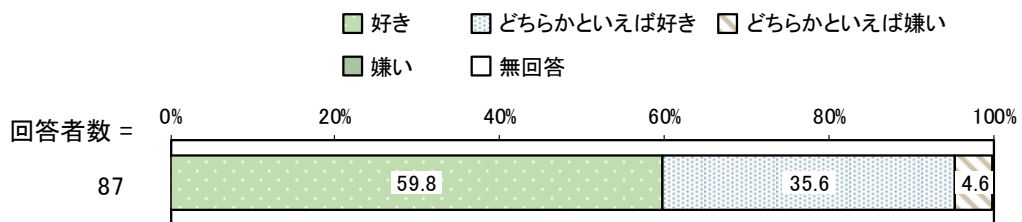
II 調査結果

(1) 乳幼児期の子どもの読書活動について

①子どもの読書環境について

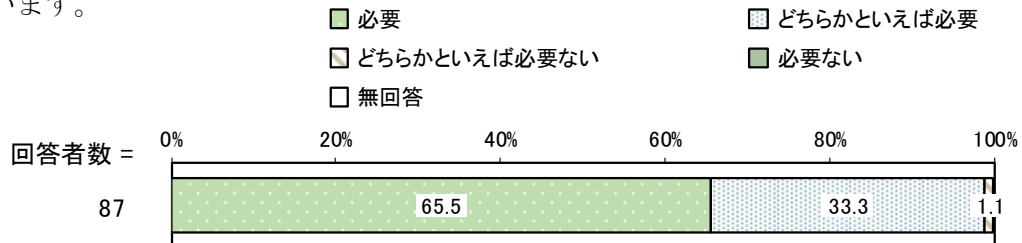
問1 お子さんは、本が好きですか？ (1つに〇)

「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた“好き”の割合が95.4%、「どちらかといえば嫌い」と「嫌い」を合わせた“嫌い”の割合が4.6%となっています。



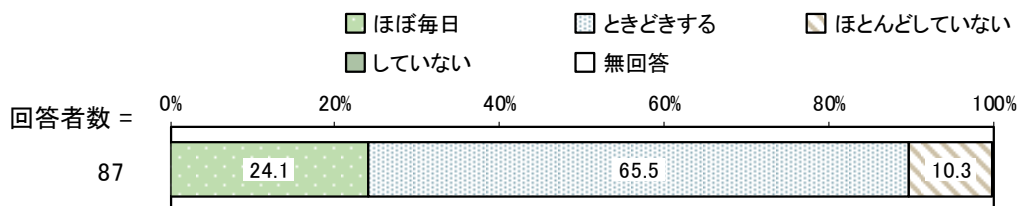
問2 読みきかせ（子どもに本を読んであげること）についてどう思いますか？ (1つに〇)

「必要」と「どちらかといえば必要」を合わせた“必要”の割合が98.8%、「どちらかといえば必要ない」と「必要ない」を合わせた“必要ない”の割合が1.1%となっています。



問3 あなたの家では、お子さんに読みきかせをしていますか？ (1つに〇)

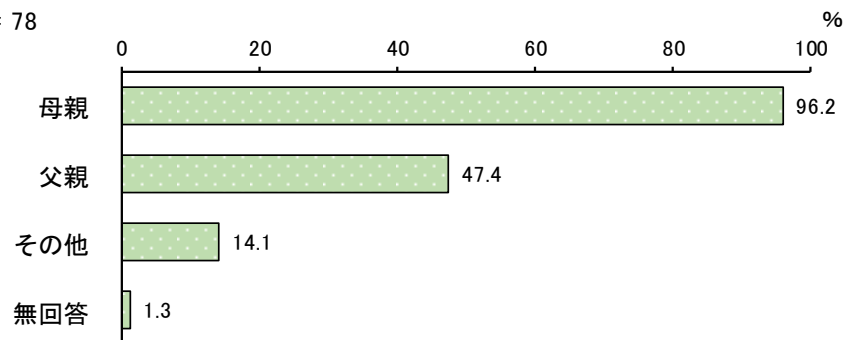
「ときどきする」の割合が65.5%と最も高く、次いで「ほぼ毎日」の割合が24.1%、「ほとんどしていない」の割合が10.3%となっています。



問4 (1) 読みきかせは、誰がしていますか？ (あてはまるもの全てに○)

「母親」の割合が96.2%、「父親」の割合が47.4%となっています。

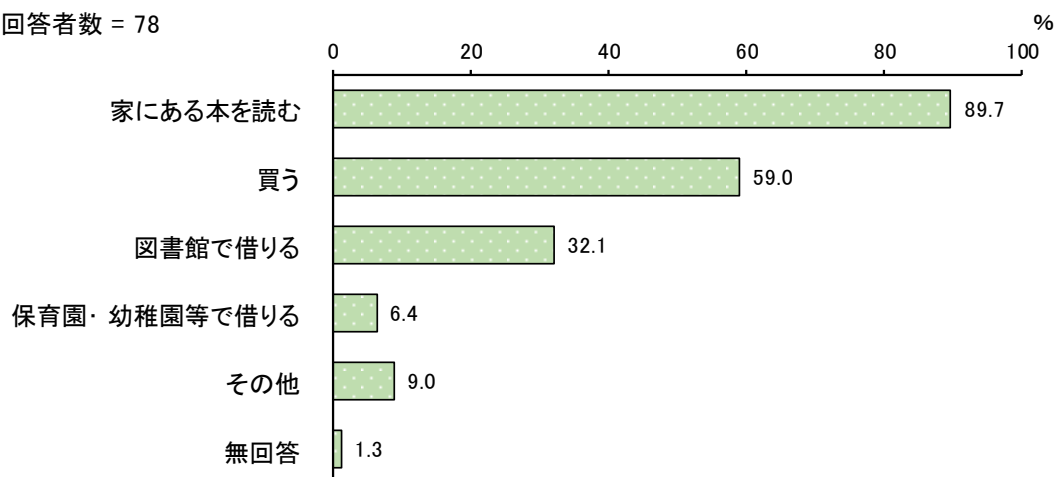
回答者数 = 78



問4 (2) 本は、どのようにして用意していますか？ (あてはまるもの全てに○)

「家にある本を読む」の割合が89.7%と最も高く、次いで「買う」の割合が59.0%、「図書館で借りる」の割合が32.1%となっています。

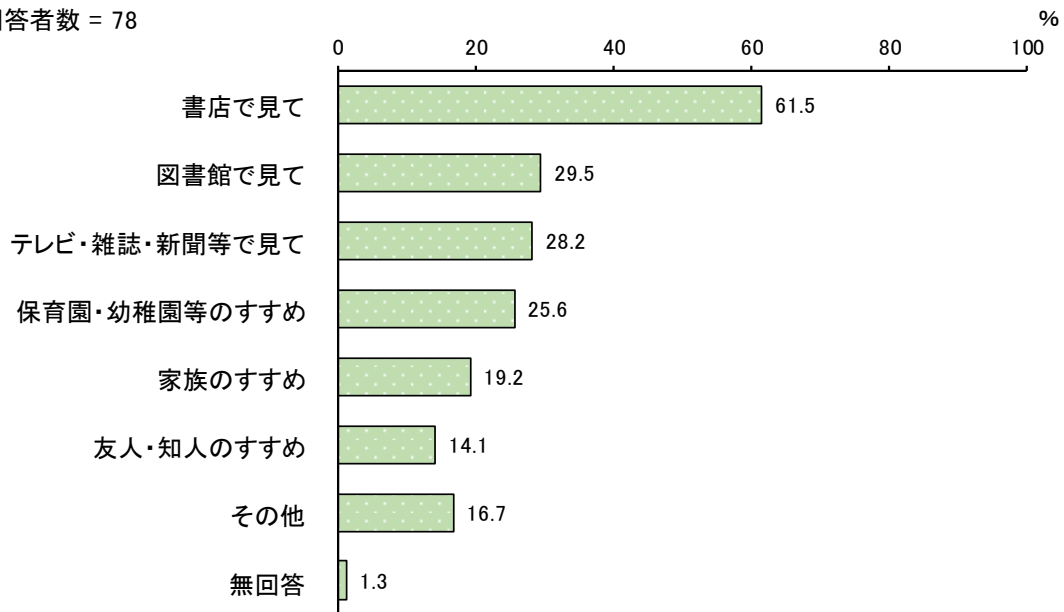
回答者数 = 78



問4 (3) 本をどのようにして選んでいますか？ (あてはまるもの全てに○)

「書店で見て」の割合が61.5%と最も高く、次いで「図書館で見て」の割合が29.5%、「テレビ・雑誌・新聞等で見て」の割合が28.2%となっています。

回答者数 = 78



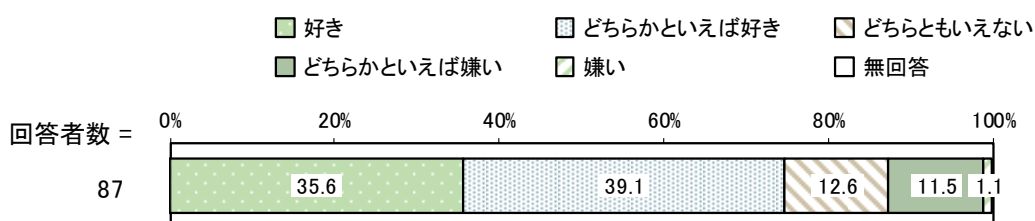
問5 読みきかせをしていないのはなぜですか？ (あてはまるもの全てに○)

「時間がない」が6件となっています。「子どもが興味を示さない」が2件、「読むのが苦手」「何を読んであげたらいいのかわからない」が1件となっています。

②あなたの読書関係について

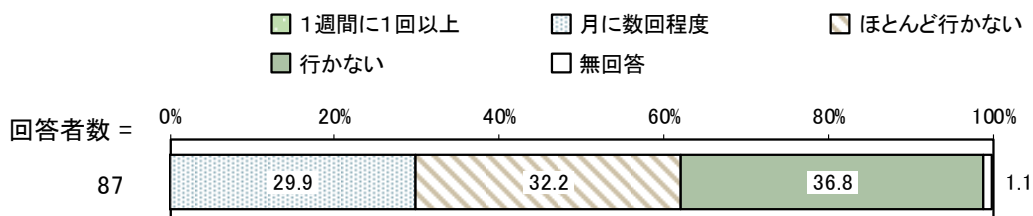
問6 あなたは、本（まんが・雑誌を除く）を読むことが好きですか？（1つに○）

「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた“好き”の割合が74.7%、「どちらかといえば嫌い」と「嫌い」を合わせた“嫌い”の割合が12.6%、「どちらともいえない」の割合が12.6%となっています。



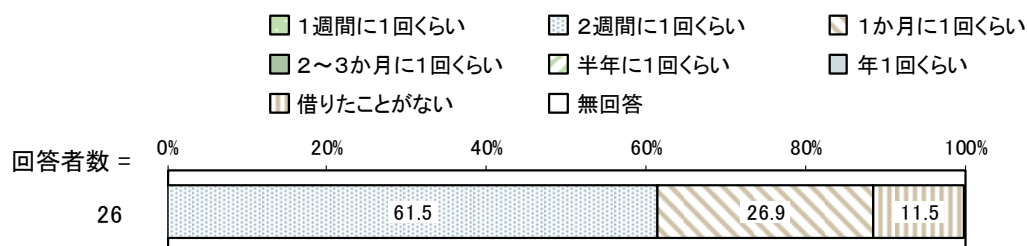
問7 あなたは、どのくらいの割合でお子さんと一緒に図書館へ行きますか？（1つに○）

「行かない」の割合が36.8%と最も高く、次いで「ほとんど行かない」の割合が32.2%、「月に数回程度」の割合が29.9%となっています。



問8 図書館の本をどのくらいの割合で借りますか？（1つに○）

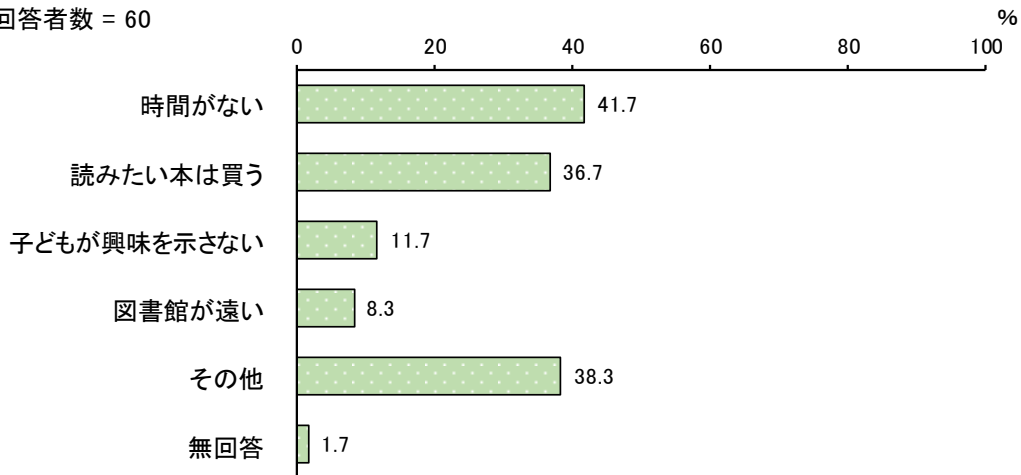
「2週間に1回くらい」の割合が61.5%と最も高く、次いで「1か月に1回くらい」の割合が26.9%、「借りたことがない」の割合が11.5%となっています。



問9 お子さんと一緒に図書館へ行かないのはなぜですか？（あてはまるもの全てに○）

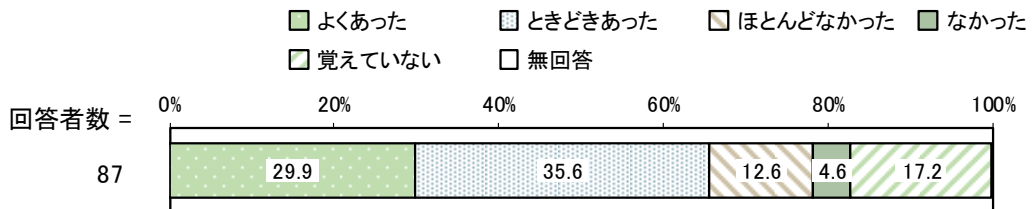
「時間がない」の割合が41.7%と最も高く、次いで「読みたい本は買う」の割合が36.7%、「子どもが興味を示さない」の割合が11.7%となっています。

回答者数 = 60



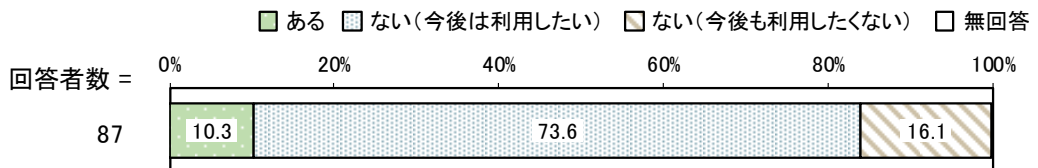
問10 あなたは、子どもの頃、誰かに本を読んでもらいましたか？（1つに○）

「ときどきあった」の割合が35.6%と最も高く、次いで「よくあった」の割合が29.9%、「覚えていない」の割合が17.2%となっています。



問11 那須塩原市の電子図書館(※)を利用したことはありますか？（1つに○）

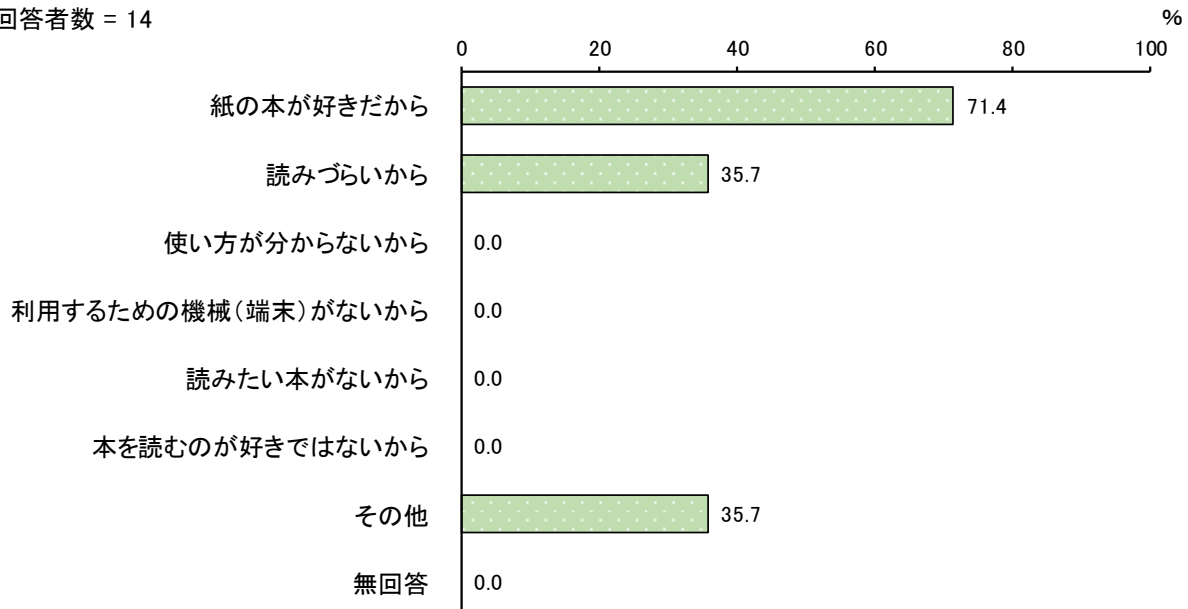
「ない（今後は利用したい）」の割合が73.6%と最も高く、次いで「ない（今後も利用したくない）」の割合が16.1%、「ある」の割合が10.3%となっています。



問 12 電子図書館を利用したくない理由はなんですか？（あてはまるもの全てに○）

「紙の本が好きだから」の割合が 71.4%と最も高く、次いで「読みづらいから」の割合が 35.7%となっています。

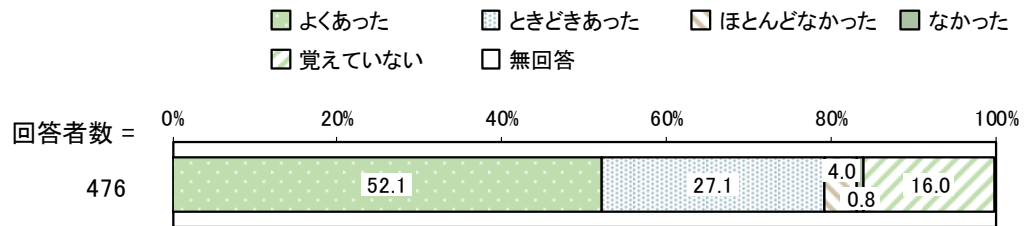
回答者数 = 14



(2) 児童生徒期の子どもの読書活動について

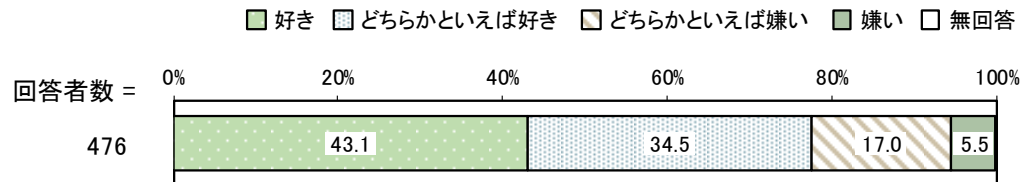
問1 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）へ入学する前、本を読んでもらったことがありますか？（1つに○）

「よくあった」の割合が 52.1%と最も高く、次いで「ときどきあった」の割合が 27.1%、「覚えていない」の割合が 16.0%となっています。



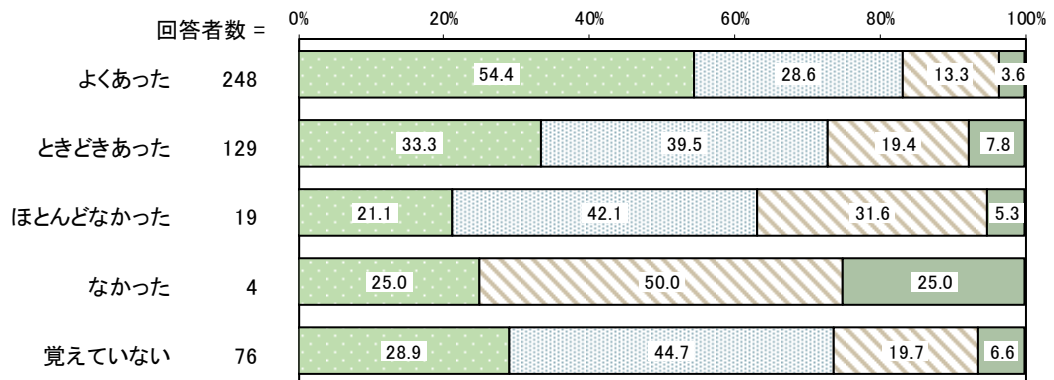
問2 本（まんが・雑誌を除く）を読むことが好きですか？（1つに○）

「好き」と「どちらかといえば好き」を合わせた“好き”の割合が 77.6%、「どちらかといえば嫌い」と「嫌い」を合わせた“嫌い”の割合が 22.5%となっています。



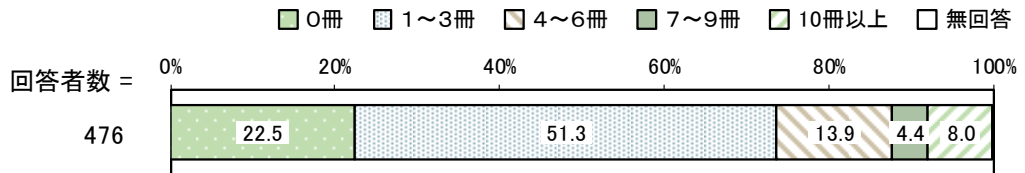
【小学校入学前に読み聞かせをされた経験の頻度別】

小学校入学前に読み聞かせをされた経験の頻度別でみると、他に比べ、よくあったで“好き”の割合が高くなっています。また、ほとんどなかったで“嫌い”の割合が高くなっています。



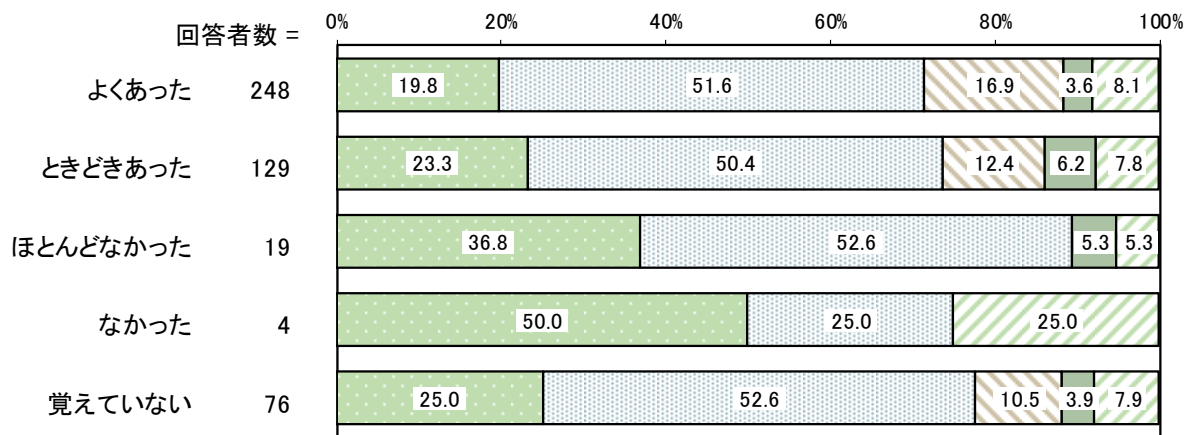
問3 1か月間で何冊くらい本（まんが・雑誌を除く）を読みますか？
 (1つに○)

「1～3冊」の割合が51.3%と最も高く、次いで「0冊」の割合が22.5%、「4～6冊」の割合が13.9%となっています。



【小学校入学前に読み聞かせをされた経験の頻度別】

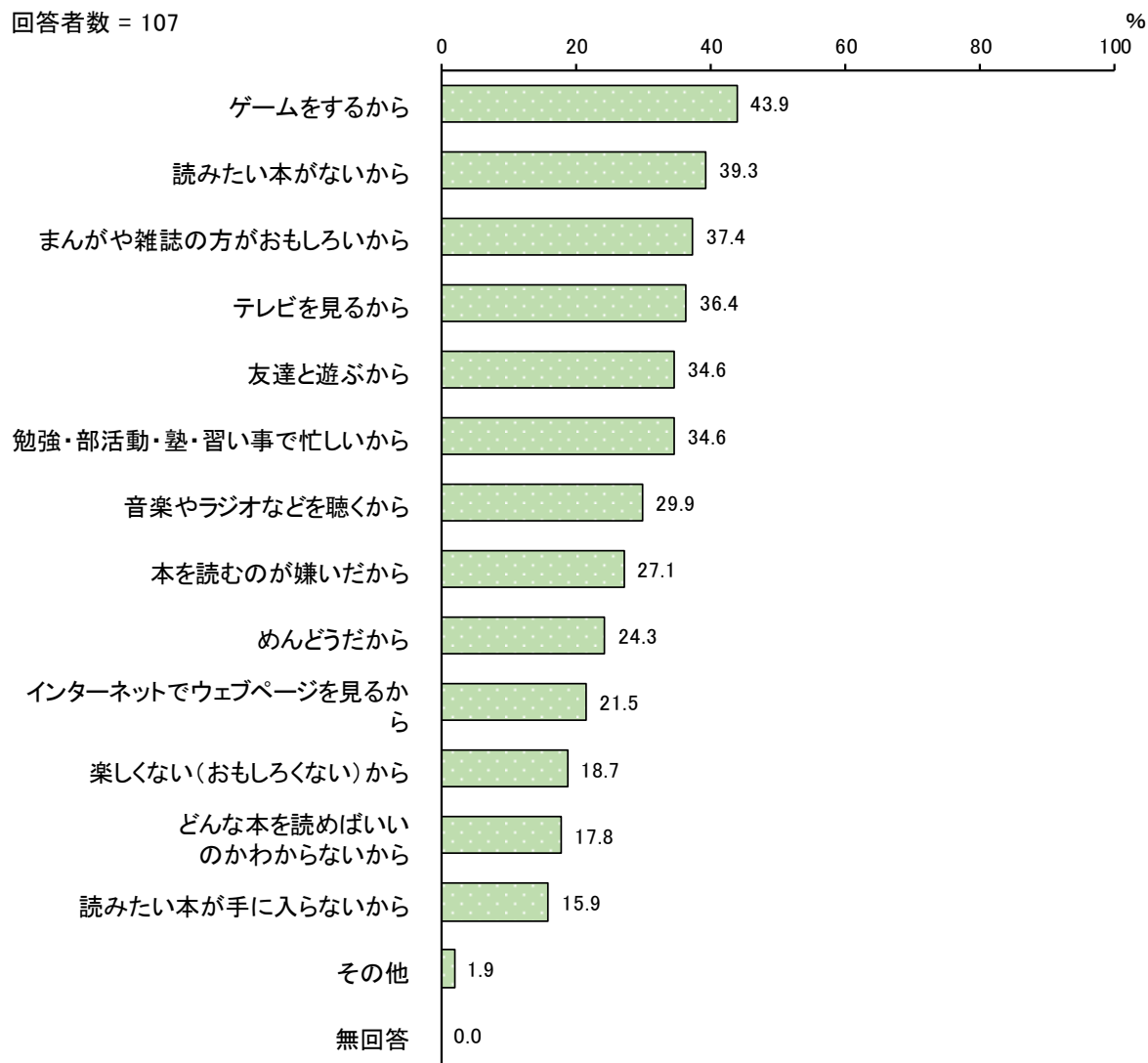
小学校入学前に読み聞かせをされた経験の頻度別でみると、他に比べ、ほとんどなかったで「0冊」の割合が高くなっています。



問4 本（まんが・雑誌を除く）を読まない理由はなんですか？（いくつでも〇）

「ゲームをするから」の割合が43.9%と最も高く、次いで「読みたい本がないから」の割合が39.3%、「まんがや雑誌の方がおもしろいから」の割合が37.4%となっています。

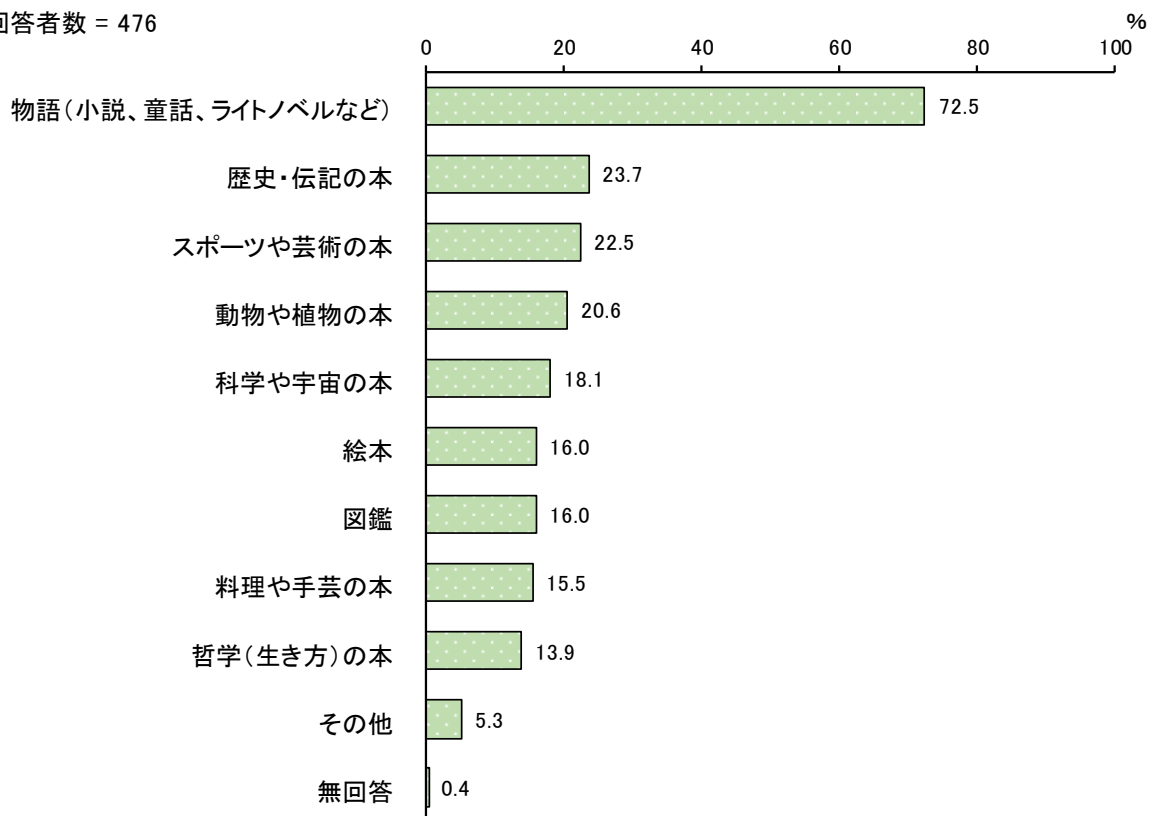
回答者数 = 107



問5 どんな本が好きですか？ (いくつでも○)

「物語 (小説、童話、ライトノベルなど)」の割合が72.5%と最も高く、次いで「歴史・伝記の本」の割合が23.7%、「スポーツや芸術の本」の割合が22.5%となっています。

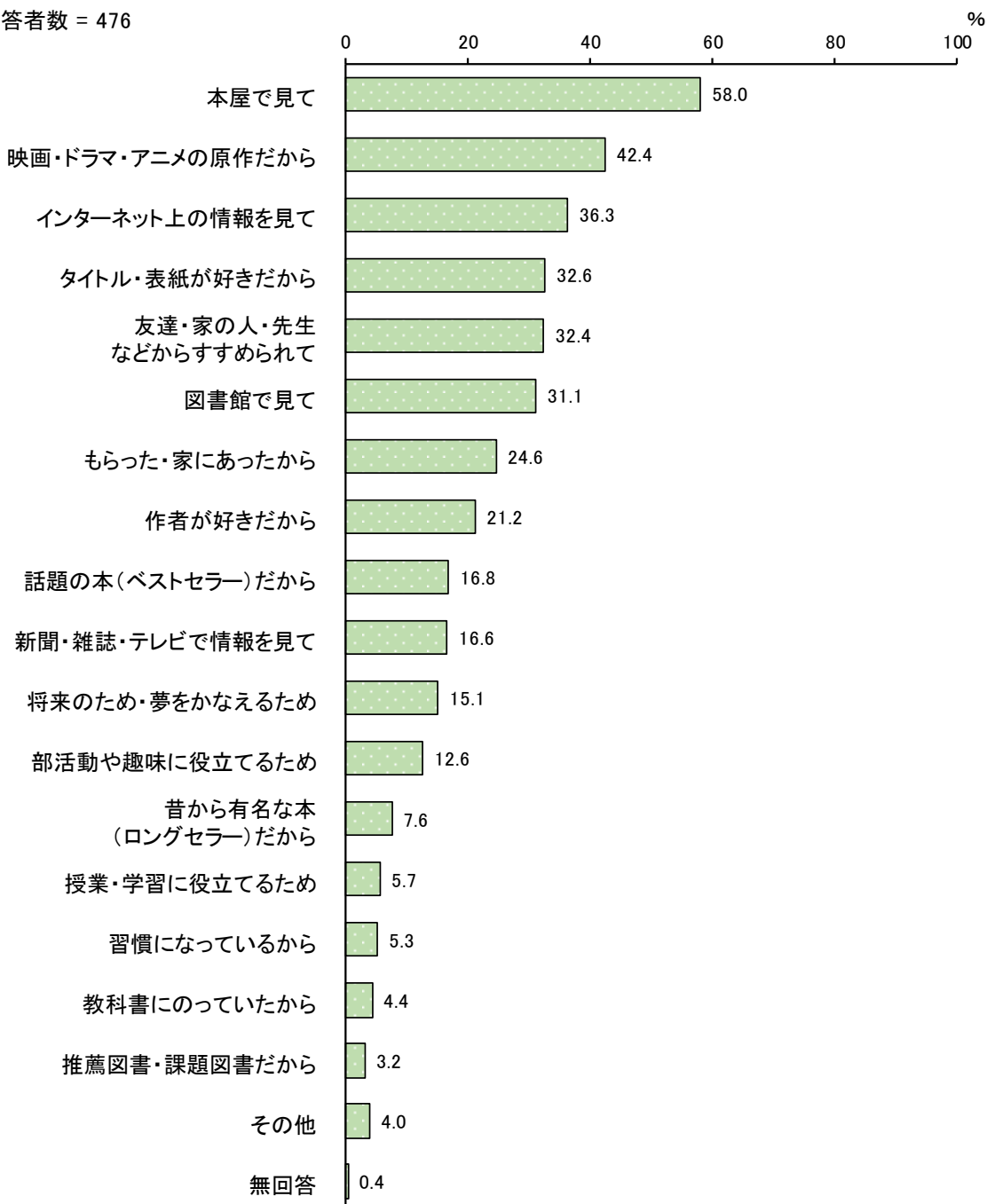
回答者数 = 476



問6 主にどんなきっかけで本を読み（選び）ますか？（いくつでも〇）

「本屋で見て」の割合が58.0%と最も高く、次いで「映画・ドラマ・アニメの原作だから」の割合が42.4%、「インターネット上の情報を見て」の割合が36.3%となっています。

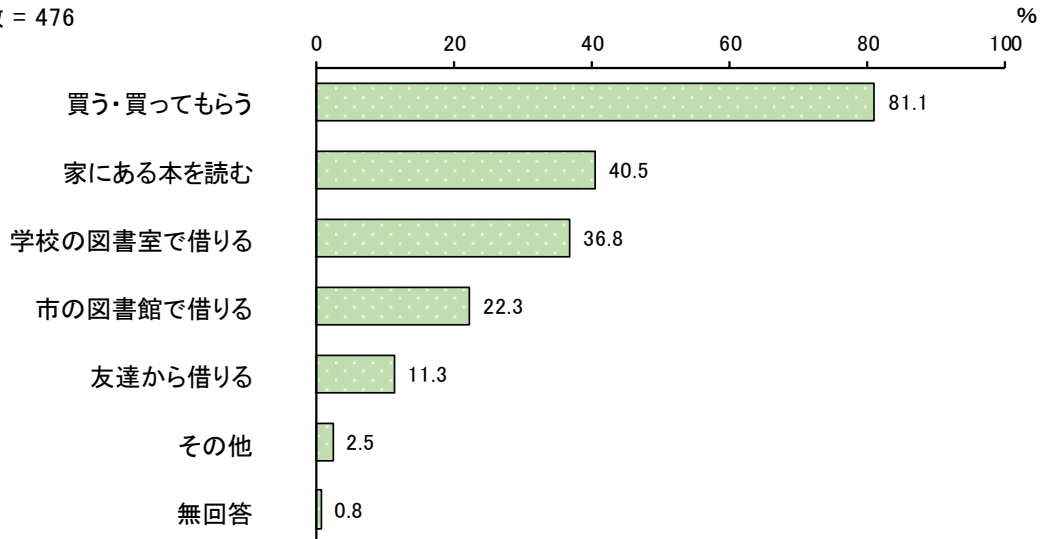
回答者数 = 476



問7 自分の読む本（まんが・雑誌を除く）をどのようにして用意しますか？
（いくつでも○）

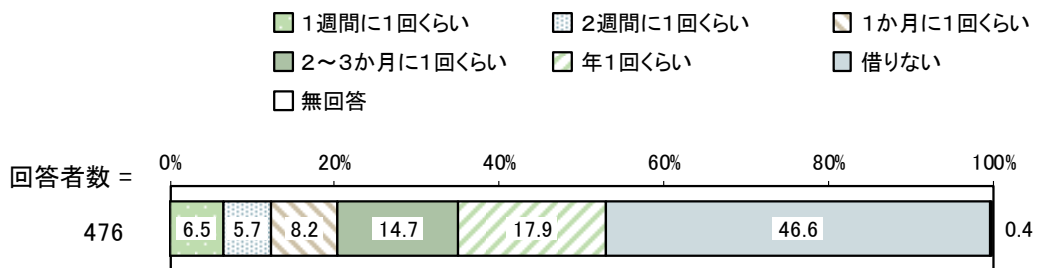
「買う・買ってもらう」の割合が81.1%と最も高く、次いで「家にある本を読む」の割合が40.5%、「学校の図書室で借りる」の割合が36.8%となっています。

回答者数 = 476



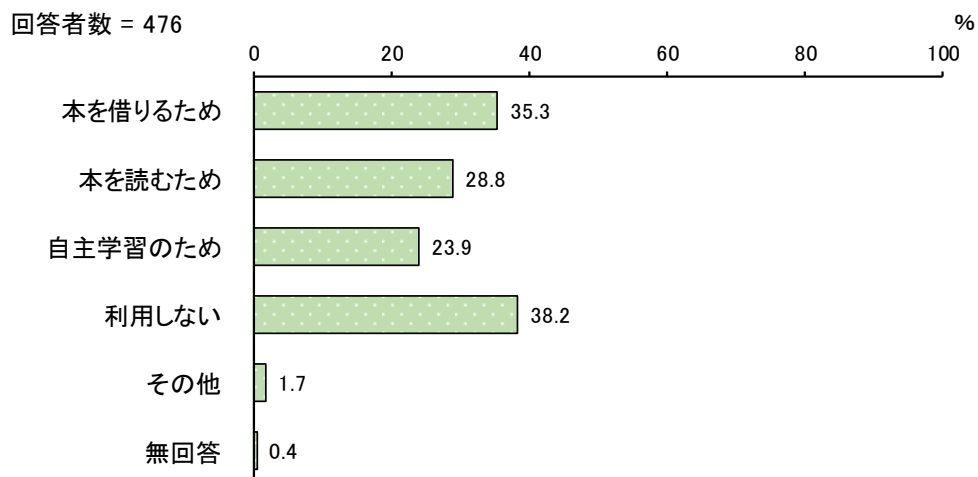
問8 市の図書館をどのくらいの割合で利用しますか？（1つに○）

「借りない」の割合が46.6%と最も高く、次いで「年1回くらい」の割合が17.9%、「2～3か月に1回くらい」の割合が14.7%となっています。



問9 市の図書館を利用する主な目的はなんですか？（いくつでも〇）

「利用しない」の割合が 38.2%と最も高く、次いで「本を借りるため」の割合が 35.3%、「本を読むため」の割合が 28.8%となっています。



【市の図書館の利用頻度別】

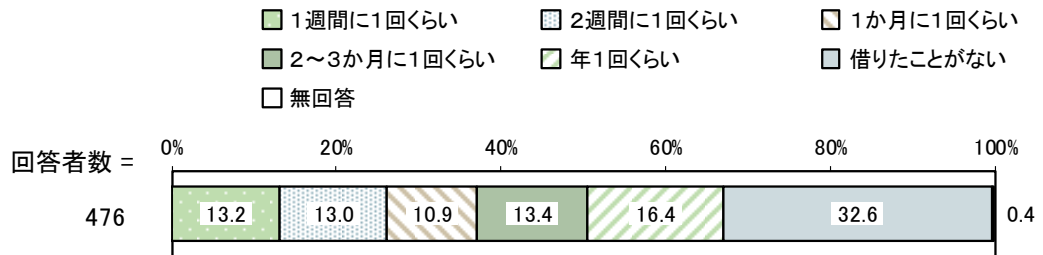
市の図書館の利用頻度別で見ると、他に比べ、1か月に1回くらいで「本を借りるため」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	利用しない	本を借りるため	本を読むため	自主学习のため	その他	無回答
1週間に1回くらい	31	3.2	58.1	41.9	38.7	—	—
2週間に1回くらい	27	—	51.9	63.0	44.4	—	—
1か月に1回くらい	39	2.6	64.1	61.5	28.2	5.1	—
2～3か月に1回くらい	70	2.9	57.1	48.6	42.9	2.9	—
年1回くらい	85	4.7	58.8	42.4	31.8	3.5	—
借りない	222	78.4	9.5	5.9	9.9	0.5	—

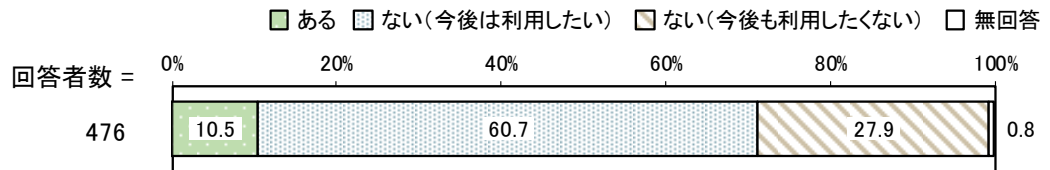
問 10 学校の図書室で本（まんが・雑誌を除く）をどのくらいの割合で借りますか？（1つに○）

「借りたことがない」の割合が 32.6%と最も高く、次いで「年1回くらい」の割合が 16.4%、「2～3か月に1回くらい」の割合が 13.4%となっています。



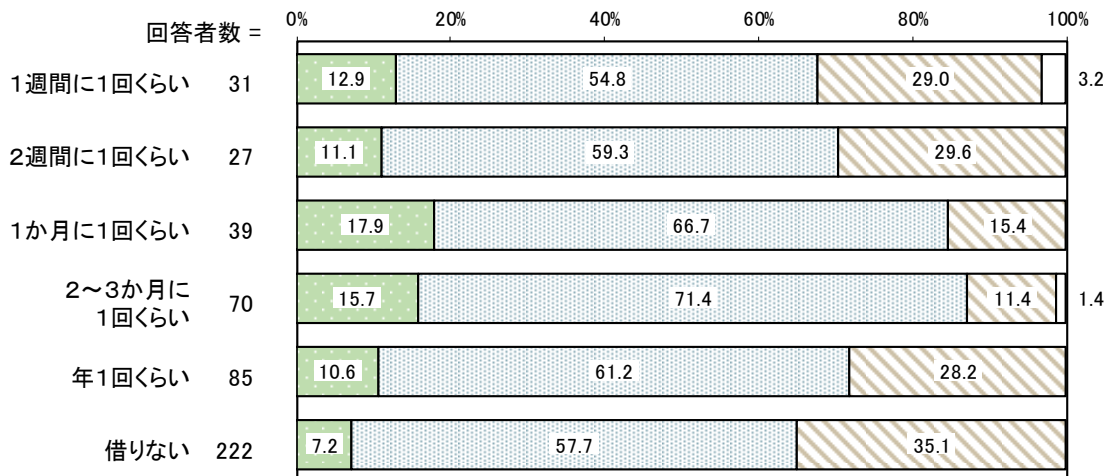
問 11 那須塩原市の電子図書館を利用したことはありますか？（1つに○）

「ない（今後は利用したい）」の割合が 60.7%と最も高く、次いで「ない（今後もしない）」の割合が 27.9%、「ある」の割合が 10.5%となっています。



【市の図書館の利用頻度別】

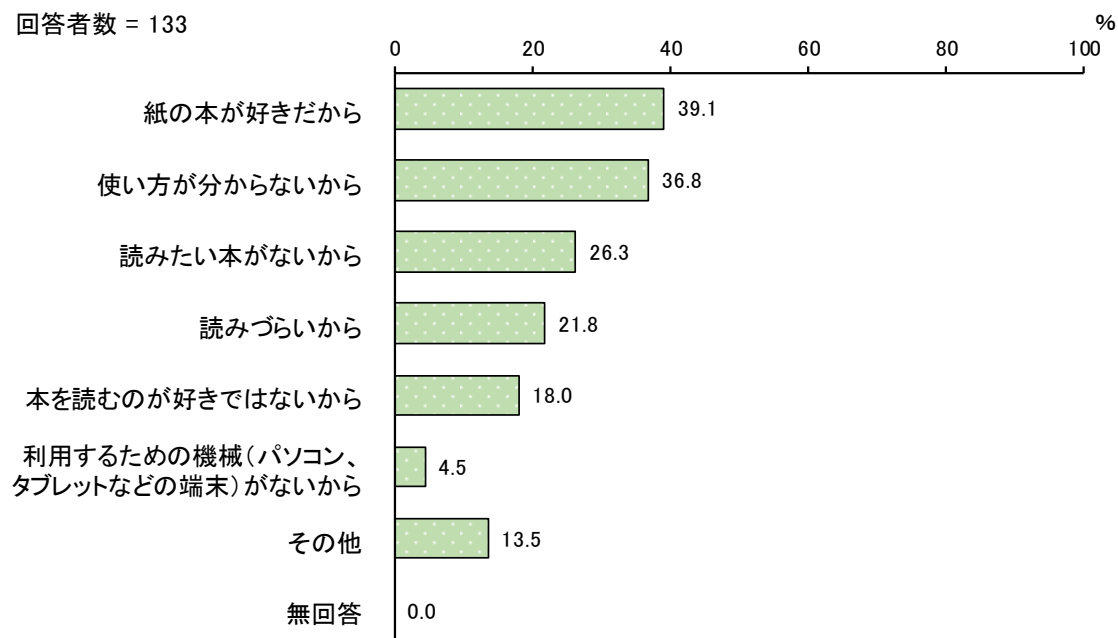
市の図書館の利用頻度別で見ると、他に比べ、2～3か月に1回くらいで「ない（今後は利用したい）」の割合が高くなっています。また、借りないで「ない（今後もしない）」の割合が高くなっています。



問 12 電子図書館を利用したくない理由はなんですか？（いくつでも○）

「紙の本が好きだから」の割合が 39.1%と最も高く、次いで「使い方が分からないから」の割合が 36.8%、「読みたい本がないから」の割合が 26.3%となっています。

回答者数 = 133



【資料7】子どもの読書環境に関するアンケート調査結果

I 調査の概要

1 調査の目的

子どもの読書活動に関する実態を把握し、平成29年3月に策定した「第2期子どもの読書活動推進計画」の成果を検証するとともに、第3期計画策定のための基礎資料とする。

2 調査の対象

- (1) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設 34園
- (5) 市内の小・中・義務教育学校、高等学校 32校

3 調査方法

- ・アンケート用紙による回答
- ・回答フォームによる回答

4 調査期間

令和4年4月19日から令和4年5月2日

5 回収状況

- (1) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育 36園 (90.0%)
- (2) 市内の子育てサロン、つどいの広場 13施設・団体 (100%)
- (3) 市内の放課後児童クラブ 34施設 (87.2%)
- (4) 市内の図書館ボランティア団体 14団体 (73.7%)
- (5) 市内の高等学校 4校 (100%)

Ⅱ 調査結果

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園

回答のあった施設：市内の保育園・幼稚園・認定こども園、地域型保育施設のうち34園

◇ 絵本や紙芝居の読み聞かせはどの位の回数実施していますか

絵本や紙芝居の読み聞かせは、回答のあった全ての園で実施しています。また、回数については「毎日」実施している園が97.1%、不定期が2.9%となっています。

毎日	33園	97.1%
週に数回	0園	0%
不定期	1園	2.9%
実施していない	0園	0%

◇ 読み聞かせや図書コーナーの絵本・紙芝居はどのように確保していますか

絵本等の確保については、「購入」が最も多く、続いて「その他（寄贈等）」、「図書館から借りる」の順になっています。 ※複数回答可

購入	33園	97.1%
図書館から借りる	16園	47.1%
その他（寄贈等）	18園	52.9%

◇ ボランティアを受け入れていますか

読書に関するボランティアの受入れについては、1園でボランティアを受け入れました。

受け入れている	1園	3.0%
受け入れていない	32園	97.0%

◇ 今後、ボランティアの受入れを希望しますか

今後、読書に関するボランティアの受入れを希望する園は、31.3%となっています。

希望する	10園	31.3%
希望しない	22園	68.8%

◇ 子どもの読書活動を推進するうえで困っていることや課題はありますか

予算の限度による絵本等の購入の難しさや、コロナ禍による貸出の難しさなどが挙げられました。

絵本や紙芝居の選定	6 園	17.6%
絵本や紙芝居の更新・修繕	12 園	35.3%
保護者の理解促進	5 園	14.7%
職員の知識・技術の向上	8 園	23.5%
特にない	12 園	35.3%

(2) 小・中・義務教育学校、高等学校

回答のあった学校：市内の小・中・義務教育学校、高等学校のうち32校

◇ 「図書館だより」を発行していますか

生徒や保護者向けの「図書館だより」は、68.8%の学校で発行しています。多い学校では、年間12回「図書館だより」を発行しています。

発行している	22校	68.8%
発行していない	10校	31.3%

◇ 一斉読書活動を実施していますか

多くの学校で一斉読書活動を実施していますが、実施していない学校もあります。

実施している	28校	87.5%
実施していない	4校	12.5%

1週間あたりの一斉読書活動回数

1回	9校
2回	13校
3回	0校
4回	3校
5回	3校

◇ 家読の啓発を実施していますか

家読啓発の実施状況は学校により違いがあり、小学校では比較的多くの学校で取り組んでいます。週末や長期休業中の課題として親子読書に取り組んでいるほか、「図書館だより」に家族で読んだ本の感想を掲載するなど、各学校で工夫をして家読の啓発に取り組んでいるようです。

実施している	20校	62.5%
実施していない	12校	37.5%

◇ **子どもの読書活動を推進するための職員研修に参加していますか**

「参加していない」と回答した学校が 56.3%でした。参加している学校のうちほとんどが、校外の研修へ参加しています。

校内の研修に参加	1 校	3.1%
校外の研修に参加	13 校	40.6%
参加していない	18 校	56.3%

◇ **図書館の団体貸出の利用について**

「利用していない」と回答した学校の理由として最も多かったのは「コロナ禍のため」でした。また、学校が保有している資料で十分だからという理由も挙げられました。

利用している	19 校	59.4%
利用していない	13 校	40.6%

◇ **ボランティアを活用していますか**

前回調査時（69%）よりもボランティアを活用している学校の割合が低下していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校としてもボランティアの活用を控えざるを得ない状況だったことが考えられます。

活用している	18 校	56.3%
活用していない	14 校	43.8%

◇ **読書機会の提供や読書環境の充実のために実施していることはなんですか**

読書旬間や多読賞の実施、読書目標の設定、教員によるおすすめ本紹介、図書室でのイベント開催等、学校ごとに工夫をして取り組んでいます。

読書コンクールやビブリオバトルの開催	10 校
推薦図書、必読書等の設置	27 校
その他	5 校

第3期那須塩原市子どもの読書活動推進計画

発行者 那須塩原市教育委員会事務局 教育部

生涯学習課 那須塩原市図書館

〒325-0056 那須塩原市本町1番1号

TEL : 0287-63-9031

E-mail : lib-nasushiobara@city.nasushiobara.tochigi.jp